

「交流及び共同学習」に関する大学生の意識についての一考察

北海道師範塾事務局次長 百井悦子
(札幌大学)

はじめに

今日、障害児・者を取り巻く状況は大きく変わろうとしている。中でも障害者権利条約の批准を目指した議論の中で、「インクルーシブ教育」の推進にかかわり、障害のある子とない子の「交流及び共同学習」は、共生社会を目指す上でその原動力として大きな役割を担っている活動である。

今回、本学で今年度から開講した「特別支援教育総論」を受講している特別支援学校教諭免許状の取得を希望する学生及び特別支援教育に関心のある学生を対象に、学生達が経験してきた「交流及び共同学習」についてアンケート調査を実施した。

これらの学生は、19歳から20歳の大学2年生で、彼らは平成11年に小学校に入学しており、学習指導要領や障害者基本法の改正、特別支援教育制度への転換、障害者権利条約の署名等の障害児教育の大きなうねりを背景として育ってきた学生達である。

本論では、「交流及び共同学習」の歩みとともに育ってきた学生たちの「交流及び共同学習」経験の状況及び意識調査を通して、「交流及び共同学習」の現状について考察するものである。

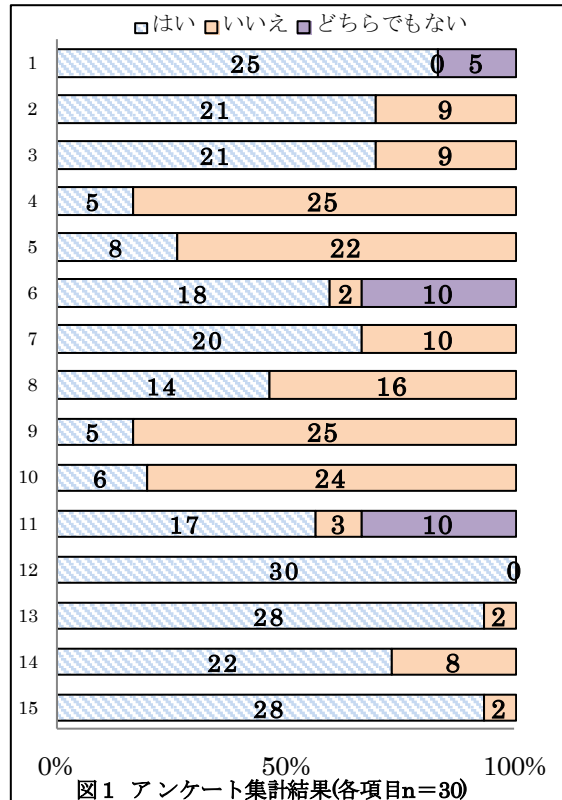
1 アンケート調査実施対象学生及び実施時期

- (1) 人数 対象人数 30名
- (2) 実施時期 平成24年7月 「特別支援教育総論」授業全15回の第14回目

2 アンケートの結果と考察

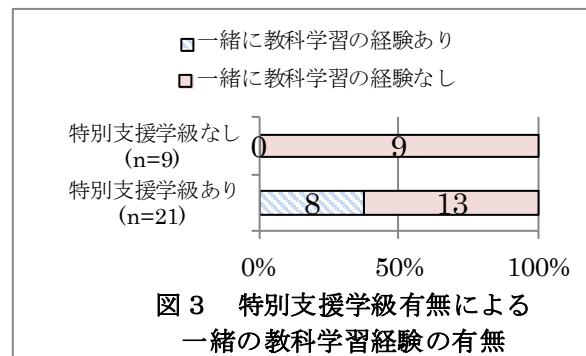
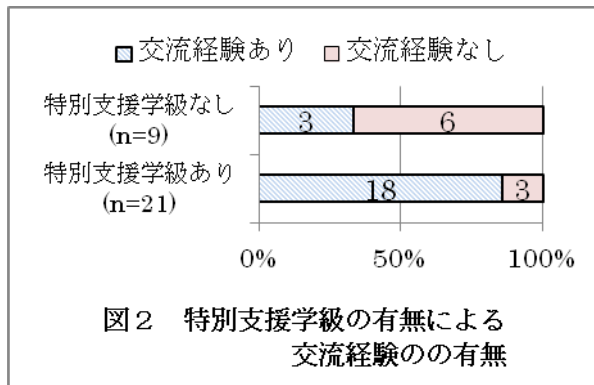
表1 アンケート項目

1 「障害」についてイメージがいい方になった
2 小学校に特別支援学級があった
3 小学校時代に、同じ学校あるいは隣の学校の特別支援学級の子と給食あるいは行事での交流の経験がある
4 小学校時代に特別支援学校の子と行事での交流の経験がある
5 小学校時代、特別支援学級の子が来て、一緒に教科学習をしたことがある。
6 小学校では、特別支援学級の児童とは行事等の交流だけではなく、教科によっては教科学習も一緒にした方がよい
7 中学校に特別支援学級があった
8 中学校時代に、同じ学校あるいは隣の学校の特別支援学級の生徒と給食あるいは行事での交流の経験がある
9 中学校時代に特別支援学校の子(生徒)と行事での交流の経験がある
10 中学校時代に特別支援学級の生徒が来て、一緒に教科学習をしたことがある
11 中学校では、特別支援学級の生徒とは行事等の交流だけではなく、教科によっては教科学習も一緒にした方がよい
12 小学校には特別支援学級の設置が必要である
13 中学校には特別支援学級の設置が必要である
14 高等学校にも特別支援学級を設置した方がよい
15 特別支援学校をもっと設置すべきである
16 15の設問で「はい」と答えた方、必要な障害種別に○をつけてください。(複数回答可)



(1) 小学校時代の「交流教育」の経験

小学校に特別支援学級が設置されていた学生は 21 名(70.0%)であるが、そのうち特別支援学級の子との給食や行事での交流(当時は「交流教育」といわれていた時代であることから、ここでは交流と記す。以下同じ)の経験があるのは 18 名(85.7%)と多く、特別支援学級が設置されていない 9 名のうち 6 名が交流の経験をしていないことから、特別支援学級の設置が交流の有無に大きく影響していることがわかる(図 2)。

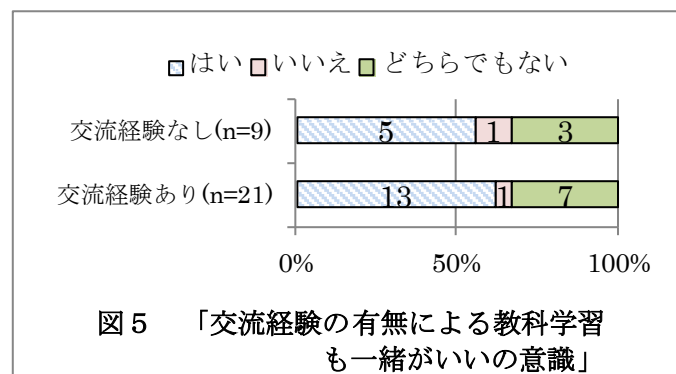
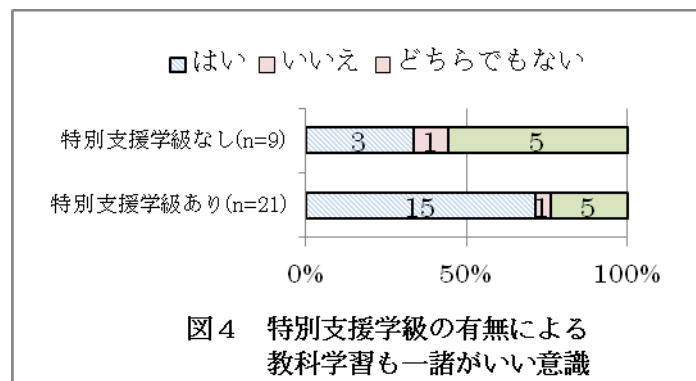


一方、教科学習を一緒にした経験については、特別支援学級が設置されていた学生 21 名のうち 13 名(61.9%)は経験がなく、教科学習については消極的であったことがわかる(図 3)。

また、「行事の交流だけではなく教科によっては一緒にいいと思うか」については、特別支援学級が設置されていた学生 21 名のうち「はい」が 15 名(71.4%)であった。特別支援学級未設置の学生 9 名では、「どちらでもない」5 名(55.5%)で、判断に迷っている割合が多い(図 4)。

同じ設問を交流経験の有無でみると、交流経験のある 21 名中、13 名(61.9%)が「はい」と答え、7 名(33.3%)が「どちらでもない」と回答した。約 62%の学生は教科によっては一緒にいいと肯定的だが、38%は肯定的とは言い難い意識をもっていることが分かった(図 5)。

この結果は、必ずしも交流経験があることが一層の「交流学习」推進の意識につながっていないことを示している。その理由は今回の調査では不明であるが、通常の学級の児童への事前の説明不足や交流の意義や成果が感じられなかった経験をした可能性が考えられる。



(2) 中学校時代の「交流及び共同学習」の経験

学生達が中学校に入学したのは平成 17 年であることから、前年度の障害者基本法の改正で「交流教育」が「交流及び共同学習」とその呼称を変え、法的規定が明確になった時期に中学生生活を送っている。

中学校に特別支援学級が設置されていたと回答した学生 20 名について、特別支援学級の生徒との給食や行事の交流経験があったのは 14 名(70%)で、特別支援学級未設置校だった学生 10 名では交流経験者は 0 と、小学校時代に比べ中学校での実施は減少していることがわかる(図 6)。

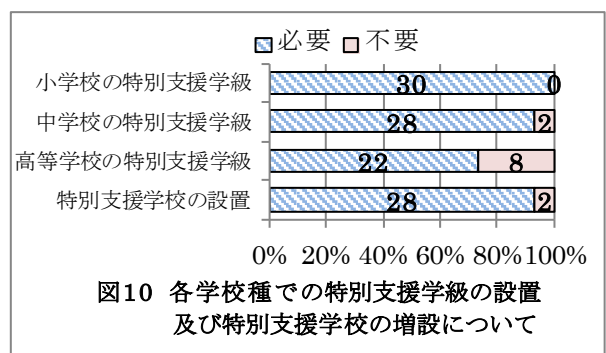
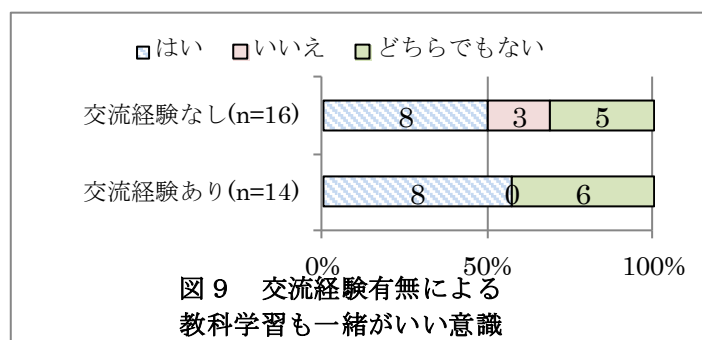
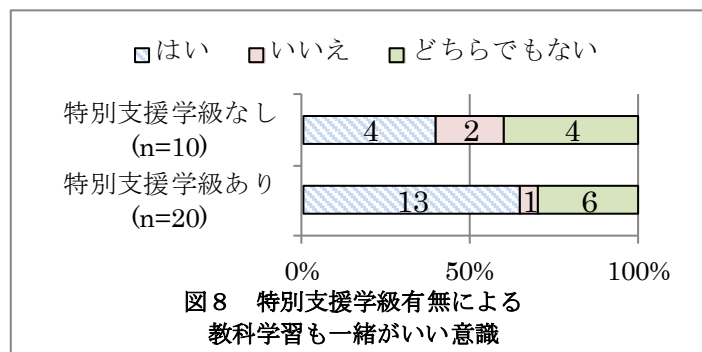
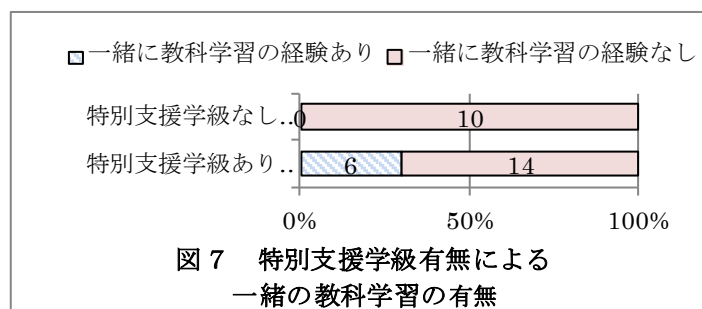
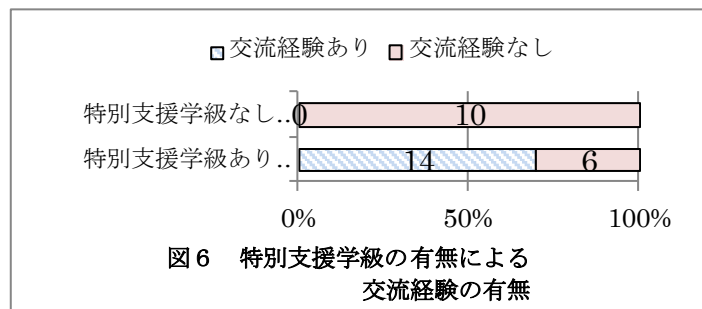
教科学習を一緒に行った経験については、特別支援学級が設置されていた学生 20 名のうち 6 名(30%)と、中学校段階での教科での「交流及び共同学習」は、小学校時代に比べ一層減少している(図 7)。

また、「行事の交流だけではなく教科によっては一緒がいいと思うか」については、特別支援学級が設置されていた学生 20 名のうち「はい」13 名(65%)で、前述の一緒に教科学習の経験があるかどうかの体験には左右されず、肯定者が増えている。特別支援学級未設置の学生 10 名では、「はい」が 4 名(各 40%)で、肯定的ではない人の方が多い(図 8)。

さらに、行事での交流経験の有無による教科学習も一緒がいいかを聞いた結果は、14 名中 8 名(57.1%)が「はい」と答え、小学校段階での同一質問より、その割合は減少している(図 9)。

(3) 各学校種の特別支援学級の設置及び特別支援学校増設に関する意識について

各学校種への特別支援学級の設置及び特別支援学校増設の必要性についての質問には、小学校については 30 名全員が

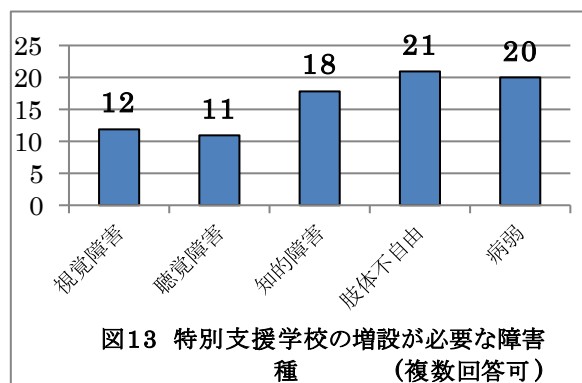
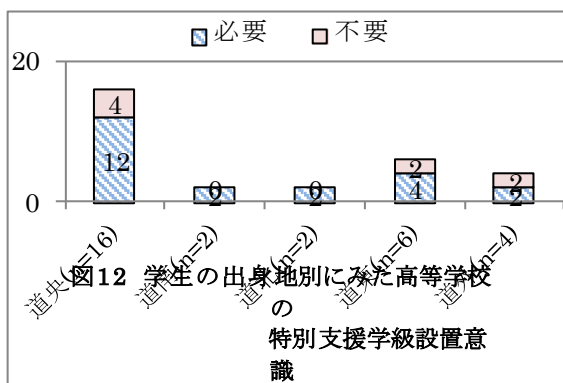
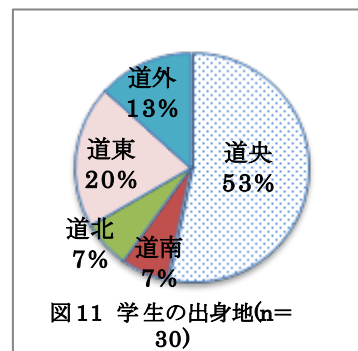


必要とし、中学校では 28 名が必要と答えている(図 10)。

高等学校については、22 名(73.3%)が必要と答えた。この高等学校に特別支援学級が必要と答えた 22 名の出身地を調べた結果、道央圏の 16 名中 12 名(75%)もの学生が「必要」と答えている(図 11、12)。

学生達は、今までの授業の中で、全道の特別支援高等養護学校の設置数や地域については学んでいる。この結果の理由としては、中学校までに設置されている特別支援学級が、ほぼ全入となっている高等学校にも必要と考えているのか、または遠くの特別支援高等養護学校に行かなくてもいいようにと考えているのかは不明である。

また、特別支援学校の増設については 28 名(93.3%)が必要と答え、必要な障害種別として一番多かったのは肢体不自由で、次いで病弱であった(図 13)。これは、設置学校数が少ないという理由によると思われる。



3 「交流及び共同学習」の歩みとアンケート対象学生の状況

「交流教育」については、昭和 46 年に告示された特殊教育諸学校小学部・中学部学習指導要領において、特別活動として、「小学校の児童又は中学校の生徒と活動をともしする機会を積極的に設けることが望ましい」と示された。次の年の昭和 47 年に示された特殊教育諸学校高等部の学習指導要領においても同様の表記がなされた。ただし、この時は、盲学校と聾学校が義務制であることから、今日のようなすべての障害に対応したものではなかった。

昭和 54 年の養護学校義務制により、当時の文部省は小・中学校における障害のある子どもへの理解の向上を図る「心身障害児理解・認識推進事業」を実施する。それまでの「交流教育」は、特別支援学校の児童生徒の側からの視点で述べられていたものが、昭和 54 年の養護学校義務制を境に小・中学校の児童生徒の側からの障害のある子どもの理解という視点が導入されたことがわかる。前述の事業は平成 8 年まで継続され、さらに地域における交流教育の推進という方向性を持ち、平成 10 年の学習指導要領の改訂では、小学校(中学校)学習指導要領総則の指導計画作成にあたって配慮すべき事項として、「小学校間や幼稚園、中学校、盲学校、聾(ろう)学校及び養護学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒や高齢者などとの交流の機会を設けること」と示されたが、これはあくまでも努力規定であった。本アンケート対象学生は翌年の平成 11 年に小学校に入学している。

学生達が小学 6 年生であった平成 16 年度に障害者基本法が改正され、それまでの「交

流教育」は「交流及び共同学習」と名称を変え、新たな法的規定が示された。それは、「国及び地方公共団体は、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない」と示され、これにより、「交流及び共同学習」は国として推進することを法的に明確にしたことになる。

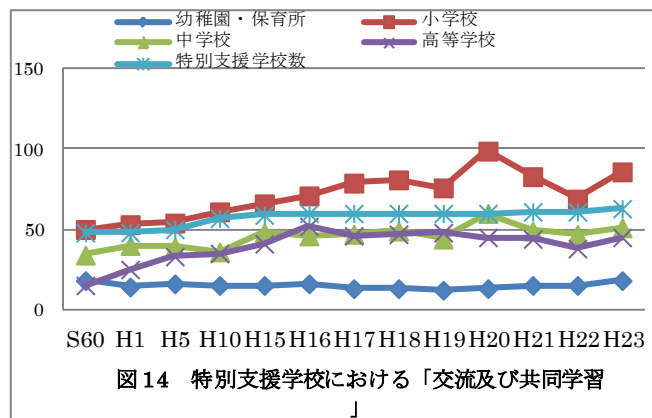
学生達が中学3年生であった平成19年に特別支援教育制度がスタートし、その理念の中に「特別支援教育が、…共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味をもっている」と示された。同年には、日本が障害者権利条約に署名するなど、一層、「インクルーシブ教育」へ向けた体制と仕組みづくりが求められることとなった。

平成20年の学習指導要領の改訂では、小学校・中学校学習指導要領に「交流及び共同学習の機会を設けること」が明記され、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領における総則の指導計画の作成等にあって配慮すべき事項として、「特に、児童又は生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、学校の教育活動全体を通じて、小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うとともに、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること」と記載された。同年には、文部科学省から「交流及び共同学習のガイドライン」として、よりよい交流及び共同学習を進めるための指針が示された。

このように、学生達は「交流及び共同学習」の歩みとともに学校生活を送ってきているが、ガイドラインに示されている指導計画の作成や事前学習、事後学習、評価の実施がまだまだ十分とは言い難い時代に学校生活を送っているため、交流及び共同学習の体験が、更なる推進の必要性を感じるレベルに高まっていないことが、アンケート結果からうかがえる。

4 北海道における「交流及び共同学習」の実施状況

北海道における特別支援学校の「交流及び共同教育」の状況をみると、特別支援教育制度がスタートした次の年である平成20年度の小・中学校との「交流及び共同学習」が突出している(図14)。しかし、翌年からは例年並みに戻るといった状況がみられることから、障害者基本法の改正による平成16年以降の国の規定が明確になったことが大きな変化にはつながっていないことがわかる。



おわりに

今回の調査結果は、データとしての母数も少なく、有意差検定も実施していないため、一資料でしかない。しかし、「交流及び共同学習」の充実が今後の共生社会を形成する上で極めて重要な意味をもっていることを考えると、今回の調査結果にある交流の経験が必ずしも共同学習の域にまで広がっていないことや、多くの学生が特別支援学級設置を支持しているが、その支持の根拠となっている意識について、さらに検討していくことの必要性を感じている。